

PJ ピックルボール日本連盟支部規約

(名称)

第1条 本組織は、一般財団法人ピックルボール日本連盟（以下「本会」）支部と称す。

(目的)

第2条 本組織は、本会及び、各支部の規約等に基づき、ピックルボール競技の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本組織は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 本組織の運営及び競技に関する審議
2. 普及啓発活動及びイベントの開催
3. 競技大会の運営
4. 関係機関との連絡
5. その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

(本組織の位置づけ)

第4条 本組織は、本会の目的及び理念に賛同し、本会と連携及び協働する団体であって、本条第1項に定めるものとする。

1. 本会定款第30条に基づき、理事会にて承認を得た団体
2. 本会が定める地域単位の支部
3. 各都道府県におけるピックルボール活動を統轄する団体（都道府県支部）
4. 原則として、一都道府県につき一支部とする。
5. 同一都道府県内に複数の団体が存在する場合は、本会は当該団体間の協議を求め、統合又は共同体制の構築を推奨するものとする。

(義務)

第5条 支部団体は、次の義務を有する。

1. 本会の目的及び理念の実現に努めること。
2. 公共性の高い存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うこと。
3. 本会の主催事業にかかわる予選大会や研修会等を支部団体が開催する場合は、その事業にかかわる本会が定める規程等を遵守すること。
4. 団体の定款又は会則及び役員名簿を本会に提出すること。また、定款又は会則及び役員名簿に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を本会に通知すること
5. 前号の規定は、支部団体の定款又は会則及び役員名簿がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しない。この場合において、当該支部団体は当該状態にあることを本会に通知すること。
6. 本会から助成を受けた支部団体は、助成の対象となった事業の報告及び会計報告を本会に提出すること。
7. 本会の責任にかかわると思料される問題（パワハラ、セクハラ、不適切な経理処理、不正行為、反社会的勢力との交際等）が発生したときは、遅滞なく本会に報告すること。

8. 事業年度終了後、本会が定める期限までに、当該年度の事業報告書及び収支報告書を本会に提出すること。
9. 本会が実施する会員登録制度、競技者登録制度その他の登録制度の運営に協力すること。
10. 本会が行う調査、照会又は資料提出の求めに対し、誠実に協力すること。

(ガバナンス対応において考慮すべき事項)

第6条 各支部団体は、健全かつ適切な組織運営の確保のため、次の各号に定める事項に取り組むよう努めることとする。

1. コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理する
ために必要な手続きを定めること。
2. 本会の支部団体における倫理に関する指針に定める事項を守ること。
3. 本会に設置された通報相談窓口等の調査に協力するとともに、その助言、勧告等に従い、迅速に対処すること。
4. スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正に解決すること。
5. ガバナンスを確立し、適正に業務を執行すること。
6. 男女が対等な構成員として、本会の支部団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会の確保及び組織運営に適切な資質を備えた人物、外部の有識者等の登用に努めること。
7. 本会が主催する支部団体向け情報提供や研修会に参加すること。
8. スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞(令和元年8月27日 スポーツ庁長官決定)(その後の改定を含み、以下「ガバナンスコード」)の遵守状況について、自己説明及び公表を年1回実施すること。
9. 主催・主管大会が安全に開催され、選手、関係者そして観客が安心して参加・観戦できるよう対策を講じること。
10. アスリートの権利利益の保護及び心身の安全を確保すること。
11. 支部役員及び支部関係者は、利益相反の適切な管理に努め、本会から求められた場合には必要な報告を行うこと。
12. 名称及びロゴの使用について、
支部団体は、本会の承認を受けた場合に限り、「一般財団法人ピックルボール日本連盟○○県支部」その他本会が認める名称及びロゴを使用することができる。
13. 個人情報の管理
支部団体は、個人情報の保護に関する法令その他関係法令を遵守し、会員及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(新規加盟)

第7条 支部団体となろうとする団体は、その代表者名により次の各号に定める書類を添付した加盟申請書を本会理事長に提出しなければならない。但し、当該団体においてその性格上、必要としないものについては省略することができる。

加盟申請時点において、本会のパートナー団体として継続して1年以上活動していることが望ましい。

1. 加盟を希望する理由
2. 定款又は会則(法人にあつては定款及び登記事項証明書)
3. 組織・機構図
4. 役員一覧

5. 前事業年度に係る事業報告及び計算書類並びに当該事業年度に係る事業計画書及び収支予算書
6. ガバナンスコードの遵守状況を示す資料
1. 加盟の承認は、本会定款第30条に基づき、理事会にて決議を行う。
2. 理事会は、加盟の承認に条件若しくは期限を付し、又はこれらを変更することができる。
3. 理事会は、別途定める支部団体資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審査を経て、理事会に新規加盟を提案するものとする。
4. 資格審査委員会は、前項の審査を行うに当たって、第1項の各号に定める書類及び加盟団体となろうとする団体の整備状況、健全性、将来性等を調査するものとする。
5. 加盟を認められた団体は、本会が別に定める場合には、理事会が定める額の年会費その他の負担金を納入しなければならない。

(役員等及び定数)

第8条 本組織には次の役員及び事務局を置く(本組織の事務局は、会長が指定する場所に置く)

1. 会長
2. 副会長
3. 理事
4. 事務局長

(役員等の選出)

第9条 前条に掲げる役員等は、次の方法により選出する。

1. 会長及び副会長は、役員会で推薦する。
2. 理事は、第5条の一般個人及び競技団体から選出する。
3. 事務局長は、会長が指名する。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第11条 役員会の成立は次のとおりとする。

1. 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。また、役員の3分の2以上の要求があった場合は、会長は役員会を開催しなければならない。
2. 役員会は、役員の過半数以上が出席しなければ成立しない。
3. 役員会は、少なくとも毎年必ず1度は開催し、次に掲げる事項を議決しなければならない。
 1. 事業計画に関する事項
 2. 予算及び決算に関する事項
 3. 本組織の年間行事に関する事項

(脱退)

第12条 加盟した支部団体は、本会理事長宛てに理由を記載した脱退届を提出し、理事会の審議を経て評議員会の承認を得ることにより、脱退することができる。

(指導及び助言並びに調査)

第13条 本会は、第6条及び第7条の各号に定める事項に関し、必要があると認めるときは、加盟団体に対し説明を求め、必要な調査を行い、かつ指導、助言又は支援をすることができる。

(収入)

第14条 本組織の運営等に係る経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- ・会費
- ・補助金
- ・寄付金
- ・登録料
- ・大会参加料
- ・研修会参加費
- ・スポンサー契約料
- ・その他収入

(支出)

第15条 本組織の運営等に係る経費の支出は、原則、役員会の議決に基づき行うものとする。

(会計年度)

第16条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(処分)

第17条 加盟した支部団体が、第5条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会の決議により次の各号に定める処分を行うことができる。

1. 勧告
2. 補助金及び交付金の支給停止又は減額
3. 資格停止

加盟した支部団体が、第6条に定める義務に違反した場合には、資格審査委員会の審査を経て、理事会及び評議員会における総理事及び総評議員の各過半数の同意によって当該支部団体を除名することができる。この場合において、本会は、当該支部団体に対し弁明する機会を与えなければならない。

(加盟団体の地位の喪失)

第18条 加盟団体が、次の各号の一に該当するに至った場合、加盟した支部団体としての地位を喪失する。

1. 脱退したとき
2. 除名されたとき

加盟した支部団体が、前項の規定に基づき支部団体としての地位を喪失したときは、本会に対する支部団体としての権利を失い、義務を免れる。但し、既に発生した未履行の債務は、これを免れることができない。

(仲裁)

第19条 支部団体が本会の下した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に基づく仲裁によりこれを最終的に解決する。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断は、本会及び支部団体を法的に拘束する。

支部組織は、本会による処分の通知から6カ月以内にこの仲裁を申し立てることができる。

(知的財産)

第20条

1. 本会の名称、商号、ロゴ、商標、大会名称その他本会に帰属する知的財産は、本会に帰属する。
- 2 本会の承認なく、営利目的で使用し、又は第三者に使用させてはならない。
- 3 支部団体は、本会の名称、ロゴ等を本会の信用を損なう方法で使用してはならない。

(改廃)

第21条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規約は、令和8年7月1日から施行される。